

令和 7 年 3 月 2 6 日

第 3 回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
集積等促進計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和7年3月26日				招 集 場 所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時05分			
会 長	小 川 達 男				職 務 代 理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次郎		○						
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 野 崎 修 司					
				次 長 前 島 勝 己					
				主 幹 渡 辺 昌 也					
				主 査 大 熊 健太郎					
				主 任 福 地 英 昌					

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

お時間となりましたので、これより令和7年第3回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今、3月末でもうすぐ桜が開花するということで、今日もこのような暑い気温になっていますけれども、農作業もこれからどんどん始まってくるんじゃないかと思います。

それでは、これより令和7年第3回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。お願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本年度の年度末ということで大変お忙しい中、当総会に御出席いただきましてありがとうございます。

今、職務代理の話の中でありましたけれども、今年になってここ数日、最高温度が更新している日頃を迎えております。そういう中では、ニュースなんか見ますと、各地域から桜の開花情報が発信されているという、そういう季節になってきました。

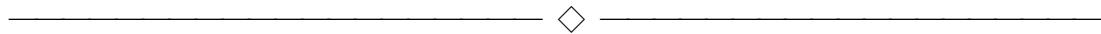
そういう中で、先日ですか、加須市の15周年大会に私、立場上出席しまして、その中で、素晴らしいキーワードをいただきました。加須市のシンボルにこれから使うようなキーワー

ドです。それをいじりまして、この開会の言葉の中に入れたいと思います。「笑うかぞには福来る」というのがこれから加須市のメインテーマです。その「かぞ」を農業に変えたいと私は思います。「笑う農業には福来る」、これが最高でぴったりの加須農業者のプライドではないかなというふうに考えております。

そういう中で、本日も多数の案件があります。皆様のご協力の下、慎重審議、進行ができればというふうに考えております。

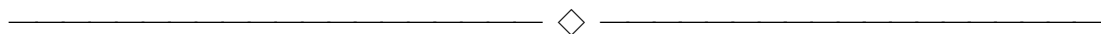
簡単ですが、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員総数15名のうち、14名の委員さんにご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、本日の総会が成立していることを報告申し上げます。



○局長（野崎修司君） これから議事に入るわけでございますけれども、その前に、お手元に資料に訂正等がございますので、こちらのほう事務局より説明をいたします。

○次長（前島勝己君） まず、議案書の8ページご覧になっていただきたいと思います。

4番の大桑地区ですが、譲受人の欄ですが、
という法人名ですが、その下が
株というふうになっておりますが、これは誤りでございまして、代表の（代）に修正をお願いします。
さんというふうになります。

それから、同じく議案書8ページの5番の大桑地区の案件ですが、左から3マス目、代理人の欄がありまして、
さんの電話番号が真ん中が
になっておりますが、これが
ということで訂正をお願いします。が
になります。事務局のミスで申し訳ございません。担当委員の人には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

それから、今度は議案書ではなく配置図になります。

配置図の4-2については、取下げとなっております、すでに議案書には載っております。

せん。これだけ残ってしまったので、削除をお願いします。また、次の4－3が4－2になりますので、4－3を4－2に訂正をお願いします。

（「では、これが2ということ」と言う人あり）

○次長（前島勝己君） はい、4－2が削除で、4－3が4－2になります。

最後に訂正ですが、配置図の5－4になります。新しい配置図をお配りさせていただいたのですが、修正前の配置図では、真ん中の少し右側に という表現がありまして、その部分が に変更になります。開発サイドに新たに提出された書類がこういう形に変更になりましたので、差し替えをお願いします。区画等には全く変更ありませんので、ここの表現だけ、 というところが という表現になります。

訂正については以上でございます。

○局長（野崎修司君） よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の氏名

○会長（小川達男君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

7番 小 川 達 夫 委員及び

9番 小 山 治 延 委員

の両委員を指名いたします。

————— ◇ —————

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業規模の拡大を図るため、譲渡人は農業規模の縮小を図るための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

3 月 22 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、きれいに管理されていました。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人のさんの知人の方が申請地を管理されていましたが、高齢になりこれ以上はできなくなり、今回 さんが買い取り、水稻か小麦をやる予定です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は、今後自分では農地として利用する予定がないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

当議案は志多見地区の議案ですが、松本榮次郎委員が本日公的な用のため出席できませんので、私が代わって報告いたします。

3月18日午後から、地区担当の夢川推進委員と2人で、 の現地で代理人の 司法書士と譲受人の 様からお話を伺ってまいりました。

なお、譲渡人の さんからは事前に話を伺っていましたが、仕事の関係で立会いができないとの事前に連絡がありました。

現在、約1ヘクタールの畑は 様が耕作をしておりますが、 様の 様方がこの土地を処分したいということで、このたびの申請に至ったということでした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可条件を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してきましたとのことでした。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番及び4番の鴻基地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の3番と4番は譲受人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。位置図3ページをご覧ください。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模の縮小を図るための申請とな

っております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

3月18日に、推進委員の泉津井さんと現地に向かい、譲受人の さんの代理人の さん、また、譲渡人の さんに立ち会っていただき、話を聞いてまいりました。

それによりますと、この位置図の道路の北側の土地は、以前 さんが梨を作っていました。それで高齢のために梨をやめたいということで、譲受人の さんが 業をやっていますので、梨の伐採、またカブを植えてもらったその縁で、元の田んぼに戻して、そこから さんが稲作をしております。しばらく5年ほどずっと作っております。

また、道路の南側の土地なんですが、これは高压線の鉄塔が立っておりまして、この四角のところがちょうど鉄塔です。そのために土地が三角だったり、小さく分割されまして、耕作できないということで、今回 さんも渡りに船ということでこれを譲りたいということから決定なさったそうです。

以上から許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、3番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は借受地を自作地として営農したいため、譲渡人は高齢により農業ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

3月17日の日に、推進委員の金子さん、それから代理人の 土地家屋調査士さんに立会いいただきまして、現地確認を行いました。

それから、譲受人である さんのお宅も訪問し、お話を聞きました。

現地は、きれいに耕うんされていました。

位置図を見ていただいて、実際はその位置図の右隣ですね、これも含めて1反田んぼになっておりまして、その右側のほうは、名義のほうは さんの名義になっております。大分前から実際耕うんしている さんがやっているそうです。

さんは、相続でもってこの土地を譲り受けたらしいです。 さんの実家は さんちの にあります、 さんは全然農家はやったことはないということでもあります。今回、 さんに引き取ってくれという形で、今回の申請になったということでもあります。

何ら問題なく判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営の拡大を図るため、譲渡人は農業経営の縮小を図るための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

この案件につきまして、3月21日に、推進委員の新井さん、荻原さんと3人で現地確認と さんに聞き取りをいたしました。

現地は、耕うんされていてきれいに管理されておりました。

お二人の関係なんですが、 さんなんですが、 さんと ということもあり、いろいろと譲渡人の さんはもう数年前から で しているということで、耕作ができないので、 さんより依頼を受けて農地を買ってくださいということで相談したところ、売買で話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

6番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人はこれまでもこの土地を耕作していただいております、これからもお願いしたいための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

3月18日、田村推進委員と譲受人の の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

現地は、きれいに管理はされておりました。

譲渡人の さんはこの位置図で見ますと、申請地の真ん中の四角く囲ってあるところがあると思うんですけれども、こちらが一人で住んでいた居住地になっております。ただし、今高齢で一人ではちょっと住めないということで、 に がいらっしゃるということで、そちらのほうに今は居住されております。

四、五年前から さんが耕作していた土地で、今回、 さんとの話合いで売買になりましたということです。

さんは、 さんが以前居住されていたところを大利根地区の拠点として使用をしております、農機具など多数置いてありました。ちょっと広いのでどうなのかなと、今まで さんの評判もありましたので、その点を確認をしましたところ、大変今は若い方が入っていらっしゃいまして、やる気満々の方がたくさんおるということで、今は四角いところを丸くやらず、四角いところはちゃんと四角、きれいにやるということをお願いしてまいりましたので、やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「では、たまにはいいですか」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

さんはつい最近、 何かで ほうの……

○3番（瀬下京子君） に出ましたよね。

○12番（松本 昇君） ほうの何か耕作みたいなのを作って、耕作、農業経営するという新聞に書いてあったんですけれども、それはいいとして、一応参考のためにこの辺の単価というのは分からないんですけれども、どの程度なのかなということでもし分かったら、参考のためにお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今ちょっと申請書類等にその単価等あればお伝えできると思いますが、今ちょっと確認したところ単価等記載されていないので、この場では分かりかねます。申し訳ございません。

○12番（松本 昇君） 別にいいです。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

はい、どうぞ。

○4番（山岸和男君） 4番、山岸です。

さんの今までの状況でかなり借りているんですけれども、回りに迷惑かけながらということがあったらしいんですけれども、今聞いてよくなっているということなんで、引き続き行政のほうで監視していただきたい。

議員からちょっと前の話があったんですよ、農業委員はどうなっているんですかと、

さん、かなりひどいですよということがあったんですけれども、改善されたということであればいいことなんですけれども、にわかには信じられないけれども、ちょっとよくあれして、県外も進出するということなんで、もうかなりしているらしいんで、そっちはちょっと目が届かないけれども、相手方のほうとよく連携しながらやっていければと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○次長（前島勝己君） はい、承知しました。

のことについてちょっと二、三申し上げますと、確かに農地の耕作する場所は草刈りするのですが、それ以外の法面とか、そういうところは草刈りをしないということで、苦情を受けることがあります。

昨年も、農業振興課の方で指導しております。現在では、考え方も変わってきていると思いますので、その辺は農業振興課と農業委員会で連携して、指導を行ってまいりたいと思います。委員の皆さんも、そういったところを見かけたら、やる、やらないは別にして、お話

などしていただければと思います。よろしくお願いします。

また、
の農地所有適格法人の要件ですが、現在は役員が2人おりまして、2人とも150日以上、農業を行っていますから、現在のところは要件が満たされています。今後、いろいろなところに進出したり、あるいは別の会社に従事するなどすると、要件を満たされなくなることもあるかと思いますので、その辺は我々としてもしっかりとチェックしてまいります。これについては、現状が変わっていないということで、要件は満たされています。耕作要件については、かなり広域で耕作を行っていますので、すべて確認することは難しいですが、耕作放棄地となっているようなところは、確認できておりません。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、ないようですので、採決いたします。

7番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、8番の元和地区の案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに
推進委員が該当しますの
で、議事の間、退席をお願いします。

（
推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられています。

また、譲受人は効率的に経営規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小を図るための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員からの現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

3月21日に、推進委員の田村さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。10年ほど前に さんから頼まれて、ずっと米の作付をしてきたとのことでした。 さんは高齢で農家ができないからと、話合いで さんがもらうことになったそうでございます。長くお世話になったので、ぜひもらってほしいと さんがもらうことになったそうです。

何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の元和地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

8番の元和地区の審議が終了しましたので、退席している 推進委員の入室をお願いします。

（推進委員 入室）

————— ◇ —————

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページ、平面図4-1をご覧ください。

本案件は、住宅用地の進入路を拡張するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、農地法施行規則の第1種農地の不

許可の例外に該当し、宅地・建物を維持管理していく上で、入り口が狭く管理が困難であることから申請するもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月17日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。申請者の代理人であります の さんに現地対応をしていただきました。

申請者の さんは、現在 に住んでおります。当該土地の奥には さんが所有する宅地・建物があります。これを維持管理していく上で入り口が狭く、管理が困難であることから申請するとのことでした。

現地を確認しましたが、出入口は舗装されていましたが、軽トラが出入りできるくらいの進入路でした。維持管理をするには出入口が狭く、支障を来すことから、やむを得ないと思いました。

このようなことから、状況を確認した結果、許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

1番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページ及び配置図4-2をご覧ください。

本案件は、農家住宅の敷地拡張をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、現在の敷地について調査したところ、許可を得ず申請地に建物

を曳家してしまったことが判明したため適法とすべく申請するもので、始末書が添付されており、今後においても使用していくことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

3月18日に、田村推進委員と申請者の さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。

許可を得ずに建物を曳家としてしまったという申請の理由が書いてありますけれども、位置図の という数字が書いてあるんですけれども、その土地に最初家があつて、そこから現在のところに曳家として移動してきたというお話でした。

昭和54年頃、曳家で移動しましたということです。しかし、 さんが子どもの頃、記憶に農地があつたのではないかなということで、ご両親も亡くなっていらっしゃるんで、今回調査をした結果、一部農地と判明しておりました。で、今回の申請になったそうです。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」の18件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の大桑地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の1番と2番は譲受人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図10ページ、11ページ、レイアウト図5-1、5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月20日、推進委員の梅田さん、代理人の さん及び譲渡人、 さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、大桑地区内 集落の中ほどで、昔から稲作が盛んな地区でありましたが、20年ほど前に田んぼから太陽光発電施設へと変遷を遂げて、今では周辺の稲の作付地が大幅に減少したほか、耕作者も減少し、それに伴い遊休農地も目立ってきています。

申請地は3筆、3, 537平米で、大阪の太陽光発電施設の会社がソーラーパネルを設置するものです。

譲渡人の さんは の ですが、これから先は農業をやめることや昨年の猛暑とカメムシの被害により収量が大幅に減少したことなどを契機に、今年から他の作付地の稲作も取りやめる予定です。

これらのことで周辺農地の作付には支障はないものと思われます。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

許可については全く問題ないというふうに考えますけれども、確認ということでお聞きします。

1番も2番も譲受人、譲渡人同一なんですけれども、これを分けて2枚の申請書で書く理由というのがよく分からないんですけれども、例えばこれを1枚の申請で申請された場合でも、それで申請として受付ができるんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

申請のほうですね、譲受人、譲渡人同一ということで一緒に案件として提出することはできるんですが、申請者の判断によって2件に分けて出してきておりますので、それは相手方の判断でこのような形で出してきているということであります。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

確認なんです、1枚の申請は可能だということによろしいわけですか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

1枚での申請でも可能です。

以上です。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図及び給排水計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月15日に、推進委員の梅田さん、代理人の さんが所属する の で さん及び譲渡人、 さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は の南で、県道加須幸手線沿いにあり、譲渡人 さん宅の南側の正面にあります。この県道は交通が多く、周辺は既存集落が大部分で、住宅の周辺に農地及び遊休農地が点在する場所にあります。

譲受人の さんは譲渡人の であり、 のアパートにお住まいですが、申請地に自己用有宅を建設するとのこと。このことによって周辺農地の営農には支障がないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ、14ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（6棟）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番の久保です。

3月18日、推進委員の梅田さん、野本さん及び代理人の さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、加須インターチェンジと の間にあって、大桑地内の緑地公園の近くで、新興住宅が立ち並ぶ一角にあります。田畑合わせて約2,600平米に6棟の建売住宅を譲受人の不動産会社が建設する予定です。

代理人のお話では、譲渡人の さん宅は申請地の真ん中にあり、 である
で、留守宅は さんが来て管理をしているとのことでした。

もう一人の譲渡人で さんも、これ以上管理ができないのでお二人とも手放すことにしたとのことでした。

周辺は新興住宅ですが、僅かに農地が点在する環境で、このことによって住宅や農地及び遊休農地には支障がないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

転用の面積なんですけれども、 が一部で転用になっています。 につ
いては、312のうち286、 については82のうち25というふうに議案書に書
かれております。当然これを見ると、余りの農地が出てくるわけなんですけれども、通常の
農地改良の場合はこういったケースもあるんですが、所有権移転でこういう家を建てるとか

という場合に、ちゃんと分筆をして面積を確定して申請を受け付けるというのが通常のような気がするんですけども、こういう形で受け付けていいのかなというのがちょっと疑問があります。

ちょっと公図の写しが5条の4-②ということで、14ページにあるんですけども、これを見ると の一部、開発の区域外ということで というのがかぶっている部分がありますけれども、今回のこの転用しない、例えば ですと、転用しない26平米というのがどこの部分に当たるのかというのがちょっと見方がよく分からないんですが、 のほうは細長い土地で、下の細い部分が転用する部分、上の部分が転用しない部分というような形になるかと思うんですけども、その辺は申請の受付の仕方として一部の受付というのでよろしいのか、確認したいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

県のほうに確認しまして通知も出ておりまして、今まで委員さんのおっしゃるとおり、分筆した筆でご審議いただいていたんですが、こちらの今回のように一部申請をすることも、要は不可じゃないということが埼玉県のほうに確認してお答えをいただいております。という形で、今回このような申請をいただいております。

なお、ただ、実際確定測量、ちゃんとした測量図を提出いただいて、面積が変わらないような形で申請をいただいて、実際この後、登記するのにまた面積で変わってしまうと、また実際登記を交わしたものと変わってきてしまうので、その辺は注意するように、代理人とやり取りして、注意点としてこちらのほうとしては説明して申請をいただいているという状況でございます。

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

県のほうに確認したところ、いずれは分筆するんですけども、申請の段階ではこういう形で受付ができるということのように理解したんですけども、面積は先ほど事務局でおっしゃったように、同じ面積になるようにちゃんと分筆をするんでしょうけれども、どこからどの部分をその土地の形態といいますか、どういう分筆をしてこの面積になるかというのは、はっきり分からないのかなというふうにちょっと疑問あるんですけども、その辺は申請上、今回の転用する部分、農地として残る部分、その辺をはっきりとされているんでしょうけれども、この図面上ちょっとどの部分が残る部分とかというのが分からないというのがあったんですけども、その辺はどこかに書かれていますか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

そうですね、事務局としてもどのような形で今後分筆していくとか、行われていくとかというのが非常に大事になっていくので、その辺は申請の中の書類としていただいているんですが、一応分筆予定図ということでちゃんと求積図、座標を仕込んで求積されたものもご提出いただいて、小数点第2まで面積入れたものをいただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 求積表みたいな三角のものが出ているということでよろしいわけですね。

○事務局（渡辺昌也君） はい、おっしゃるとおりです。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

では、私も何件か相談を受けることがあるんですけども、必ず先に分筆をして土地を確定して、それから申請をしてくださいねというふうに相談があると言っているんですけども、場合によってはこういう分筆までしていなくても受け付けいただけるということでお話しする形でもよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

県のほうでこういった形で申請、受け付けることは駄目ではないんですが、原則としては分筆をしていただいて申請いただくという形でまずお願いしたいということを確認しておりますので、また分筆していただけるようにお願いするという形で説明してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

では、従来どおりで、基本分筆をしてから申請してくださいという形で話をするという形でやりたいと思います。

○事務局（渡辺昌也君） よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び現況図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、墓地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、先代より引き継いだ当時より申請地には既に墓地があり、今後においても墓地として利用していくことから計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまゝす。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月18日、推進委員の梅田さん、野本さん及び代理人の さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は の墓地となっておりますが、今の住職は死亡した先代の住職から引き継いだもので、昔、檀家さんから譲り受けたときから墓地として利用していたものでした。今後とも墓地として利用していきたいので、改めて申請をするものです。このことによって、周辺農地の営農には今後も支障はないものと思われまゝす。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査からやむを得ないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひまゝす。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議の途中でございませうけれども、ここで休憩を取りたいと思ひまゝす。

再開時間につきましては、3時15分といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより審議を再開いたします。

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

————— ◇ —————

○会長（小川達男君） 6番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、17ページ及び建築物・施設の配置図の5－6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、営業用物流倉庫とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

3月17日、推進委員の梅田さん、野本さん及び代理人の さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、加須インターチェンジから の北側に通じる道路際の 沿いで、
周辺は遊休農地が多く点在する一角の田畑合わせて約7,900平米で、譲受人の が敷

地拡張を予定しているとのこと。足元に草が生えておりましたが、全体的にきれいになっておりました。

現地調査後、推進委員とともに申請地近くにお住まいで譲渡人の さんと さん宅を訪問し、本人からお話をお聞きしたところ、仲介者を通し譲受人から売買の依頼があったことで、これからも管理できない環境なので手放すことにしましたとのこと。 さんも同様ではないかとのことでした。このことによって、周辺農地の営農には支障がないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

はい、どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

位置図の17ページを見ているんですけども、今回の申請地のエリアに と書かれている細長い部分があります。これは案内図を見ると何か道路みたいな感じがするんですけども、今回の も含めて開発の区域なのかなというふうに思うんですけども、この の所有者というのは、加須市ではないということよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

こちらの土地につきましては、もともと認定市道及び法定外道路があったんですが、こちら既に払下げ等完了しているということを市の道路管理者のほうに確認しておまして、かつ地権者のほうについても全て今回の倉庫の敷地になるということで同意を得ているということを確認しております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（4区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

3月22日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、きれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地の回りは既にいろいろ住宅がどんどんできてきて、お米を作るのが難しくなり、水の回りですね、それも難しくなり、今回、土地の売買の話になり、この申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ及び土地利用画図の5－8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借権（30年）により土地を借り受け、店舗（コンビニエンスストア）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

3月22日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は、少しですが草がありました。譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地の北に新しい道路ができて、 の近くの道です。この道を西に行くと があります。車の交通量が多く、申請地に を作る予定です。そのため、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

8番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページ及び平面図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月18日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります の さんに現地対応をしていただきました。

現地の状況は長い間耕作放棄地状態で、交通量の少ない道路に面していることから、不法投棄場所になっていたようです。現在は不法投棄されたものは取り除かれ、整備されています。

太陽光発電の管理体制は年に二、三回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たるということです。周囲はフェンスで囲い、事業名、連絡先を明示しておくとのことでした。

譲渡人の さん、 さんはこれから先管理することができないということで、やむを得ないのかなと思います。

このようなことから、本件申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び平面図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接して

いることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月18日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります の さんに現地対応をしていただきました。

現地の状況は、長い間耕作放棄地状態になっていたようです。現在はきれいに草が粉碎され、整備されていきました。現地は既に太陽光発電が数か所設置しており、農地として有効利用するものなかなか難しく、やむを得ないのかなと思いました。

管理体制は先ほど言ったように、同じ年に二、三回除草作業、そのほか随時環境整備に当たるということでした。

このようなことから、本件申請は農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び平面図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

3月18日に、地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります の さんに、同じく現地対応をしていただきました。

現地の状況は長年耕作されておらず、雑木林の状態でしたが、現在はきれいに木が伐採され、整備されていました。

太陽光発電の管理体制は年に二、三回の除草作業、随時環境整備に当たるということであります。遊休地の解消につながることであり、やむを得ないかなと思いました。

このようなことから、本件申請は農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

はい、どうぞ。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

位置図で と書いてありますけれども、この建物はないんですかね。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

宅地はもう崩れかけている宅地、長屋というか、家屋があつて、それもこの先取り壊すということでした。その空き地に、管理用の駐車場として使うというふうに話されておりました。

○5番（嶋村 淨君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び配置図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川達夫です。

3月15日土曜日に、儘田推進委員さんと現地土地を確認後、様宅を訪問してまいりました。

まず、さんとさんにつきましては、という関係でございます。
さんの土地に、さんの分家住宅をお建てになるという今回の申請でございます。

さん宅は、位置図の道の北側のというこのお屋敷が邸でありまして、既にさんの上の2人につきましては、敷地内に住宅を建てて住んでいる状態になっております。下のさんについても、身を固める上でも新しい住宅を建ててやりたいということで、の土地を分筆しての土地を住宅用地として使用貸借をするということでした。

何ら問題ないと判断して帰りました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

12番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び平面図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在の住宅に付随する駐車場が非常に狭いため、自家用車及び来客用駐車場として敷地を拡張するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本昇です。

当議案も志多見地区の議案ですが、松本榮次郎委員に代わりまして報告いたします。

3月18日午後から、現地で地区担当の夢川推進委員と2人で、代理人の 様から話を伺ってまいりました。

現地は畑で、きれいに管理されておりました。代理人の 様の説明では、譲渡人の様は現在 に居住しており、この土地は相続によるものですが、 様から申請の事由のとおり、自家用車と来客者の駐車場として利用したいとのことで譲ってくれということで話があり、今回の申請に至ったことでした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準をクリアしていると考えられますので、許可相当と判断してきました。慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

13番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び平面図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

3月18日火曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地調査と聞き取りを行いました。

立会いについては、代理人の さんの都合がつかないため、 の さんに対応をしていただきました。

申請地ですが、長らく耕作放棄地状態でしたが、今回の申請に伴い、背丈ほどの草がきれいに刈られておりました。また、隣地との境界ぐいも新たに設置されておりました。

本申請は太陽光発電施設の設置ということでございますが、先ほど須藤委員さんから説明があり、許可相当と決定された5条の9番、10番、11番の譲受人、 が一緒でございます。

現地ですけれども、既に周辺に2つの太陽光発電施設が設置されており、このことにより問題は発生しておりませんが、今回の申請に当たり、周辺農地の所有者に承諾を得ているとのことでした。

施設の管理体制ですが、地面には防草シートや砂利等は引かず、年2回程度の草刈りを実施し、定期的に巡回を行い、必要に応じて草刈りを行っていくとのことでした。

また、周囲にネットフェンスを設置し、外部からの進入を防止するとともに、事業者名と連絡先等を明示した看板を設置するとのことでした。

現地調査や、聞き取り結果については以上のとおりでございまして、農地法5条の許可要件をクリアしていると思い、問題はないと思います。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

14番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け、自己用住宅の建築及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるもののことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

3月17日の日に、推進委員の金子さんと 土地家屋調査士さんに立会いいただきまして、現地確認をいたしました。後日、譲渡人の さん宅にもお邪魔しましてお話を聞きました。

まず、譲渡人と譲受人は、 さんは さんの さんと しておりまして、 さんですね。この土地は さんが麦を作っていたそうです。 さんの自宅は、位置図の右のほうに という表示があるんですけども、ここが さんの自宅です。

この辺も結構家が建ってまして、分家ということでやむを得ないかなと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

15番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の建築及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 淨君) 5番、嶋村です。

3月19日の日に、推進委員の金子さん、それから さんの立会いをいただきまして、現地確認をしました。

譲渡人の さんは、 さんが角の さんといううちなんですけれども、ここがで、相続でこの土地を取得いたしました。以前は田んぼだったんですけれども、ここはかなり作りにくいというか、水はけが悪い、低いと、そういう形で、以前作っていた方は難儀していたんだそうですね。 さんは農家をやっておりませんので、管理できないということで売却することに至ったわけです。

一部もう建物ができていまして、今回が2区画ですかね、そういう状況です。やむを得ないかなと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

16番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ、現況平面図及び現況断面図、計画平面図、計画断面図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（3か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため、農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

3月18日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲受人の の代理人の さん、譲渡人の さんにお会いし、いろいろお話を伺っていました。

現地は低いところなので、水がたまっておりました。そのため、農地改良をして小麦を作るとのことでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

17番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び現況図兼配置図の5-18をご覧ください。

本案件は、駐車場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、家族の自家用車を現在は分散して駐車しているが、不便であることから、自宅の近接地に計画したものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

3月19日に、地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人代理の さんから現地調査、現地調査を実施いたしました。

現地は耕うんされ、きれいに管理されている農地でした。

さんによりますと、譲受人は に居住しており、宅地に家族分の駐車場用地が狭いため、探していたとのことでした。

譲渡人は農地を相続したけれども、遠方に居住しているため管理しにくいことから処分を考えていたとのことでした。

また、東側に農地がありますけれども、道路により区分されており、この転用による影響はないように思われました。このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断したところであります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

18番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに 委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(委員、 推進委員 退室)

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第４号をご参照ください。

令和７年（３月分）「農用地利用集積等促進計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受を希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明ありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

ないですか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。

議案第４号の審議が終了しましたので、退席している 委員、 推進委員の入室をお願いします。

（ 委員、 推進委員 入室）



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 加須市農業委員会議案書の１４ページからをご参照ください。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について１３件で、内容は資料のとおりです。

報告第２号「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書について」でございますが、１７ページをご参照ください。

市街化区域の農地転用の届出について１件で、内容は資料のとおりです。

報告第３号、１８ページをご参照ください。

「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について３件で、内容は資料のとおりです。

報告第４号、１９ページからをご参照ください。

「農地法第１８条第６項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について５８件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） 小川会長様、進行ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたり
慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和7年第3回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

○局長（野崎修司君） ありがとうございました。

閉会 午後 4時22分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年3月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 川 達 夫

署名委員 小 山 治 延